

令和8年度 兵庫県高等学校教育振興会奨学資金のご案内

当会では、勉学意欲がありながら経済的な理由により修学が困難な高校生等に対して、修学を奨励し、もって有為な人材を育成することを目的とした奨学資金の貸与を行っています。

この奨学資金は、奨学生（生徒本人）に直接お貸しするもので、奨学生（生徒本人）は高等学校等を卒業後、返還しなければなりません。返還されたお金は、後輩の奨学資金として再び活用されます。

【対象者】 ※次のすべての要件を満たす方が貸与の対象となります。

- ① 高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校、特別支援（盲・聾・養護）学校の高等部、又は指定した専修学校の高等課程に令和8年4月以降在学すること。
 - ② 申請者の生計を主として維持する方（保護者等）が兵庫県内に住所を有していること。
 - ③ 申請者の主として生計を維持する方の収入が別に定める基準額以下であること。
- （参考）収入額の目安（あくまで目安です。家族構成等により変動します。）

世帯人数	給与所得者の場合 (税込の総収入額)	事業所得者の場合 (必要経費控除後の額)	家族構成
3人	635万円	221万円	父母・申請者
4人	680万円	253万円	父母・申請者・中学生

【連帯保証人】 1名（申請者が未成年の場合は、原則として親権者又は後見人）

【併用できない奨学金等】

- ① 独立行政法人日本学生支援機構（旧日本育英会）による奨学金
- ② 母子及び父子並びに寡婦福祉法による修学資金
- ③ （公財）兵庫県高等学校教育振興会勤労生徒奨学資金
- ④ 特別支援教育就学奨励費補助金及び特別支援教育就学奨励費負担金

【申請方法】

書類受取り・提出	ともに学校
締切日	学校が定める日

※新規申請後も随時受け付けます。
※当会に書類を直接提出することはできません。

【申請結果】

決定通知時期・方法	8月中旬以降・学校を通じて通知
-----------	-----------------

【貸与月額】

公立自宅通学生	18,000円
私立自宅通学生	30,000円

※自宅外通学生は5,000円加算されます。

【貸与の時期】（予定）

I期（4～9月分）	8月末頃	II期（10～12月）・III期（1～3月）	10月・1月末頃
-----------	------	------------------------	----------

【奨学資金の返還】

○卒業後、金融機関の口座振替等により返還していただきます。

○返還方法は「月賦」、「半年賦」、「年賦」、「一括」があり、「借用証書」の提出時に選択します。

（月賦の返還例：自宅通学生が3年間（36か月）貸与した場合の例）

区分	貸与月額	貸与期間	借用金額	返還回数	最低返還月額
国・公立	18,000円	3年	648,000円	111回	5,840円
私立	30,000円		1,080,000円	144回	7,500円

*申請を希望する方、詳しく知りたい方は学校から募集案内を受け取ってください。